

上江別中原自治会個人情報取扱規程

制定 令和4年4月24日

(目的)

第1条 上江別中原自治会（以下「本会」という。）が保有する会員の個人情報の適正な取扱いと事業の円滑な運営を図るとともに、会員の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律等を遵守するとともに、本会活動における個人情報の適正なる取扱いに努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取扱いの方法を定期総会資料又は回覧により、適宜会員に周知する。

(取得)

第4条 本会は、「自治会会員名簿」（別紙様式）及び事業への参加名簿等の提出を受けることにより個人情報を取得する。

- 2 法に規定する要配慮個人情報を取得する際は、本人の同意を得て取得する。
- 3 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号等、本会活動に必要とする事項のうち、会員があらかじめその提出に同意した事項とする。

(利用)

第5条 本会が保有する個人情報は、次の各号に掲げる活動等に際して利用できる。

- (1) 各種名簿の作成及び本会の区域図等の作成
- (2) 敬老祝等の対象者の把握
- (3) 災害等の緊急時における支援活動
- (4) 災害時に備えた避難行動要支援者等との日頃からの関係づくり

(管 理)

第6条 個人情報、会長又は会長が指定する役員及び区長が適正に管理・保管する。

2 更新等により不要となった個人情報は、シュレッダー等により適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の第三者提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合。
- (2) 法令に基づく場合。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
- (5) 国の機関若しくは北海道、江別市又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
- (6) 個人情報のうち役員に関するもので、江別市、上江別自治連合会又はこれらに準ずる公共目的団体・学校等が自治会に関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

(開示等)

第8条 会員は、第4条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、開示、訂正等を行うことができる。

附 則

この規程は、令和4年4月24日から施行する。

自治会会員名簿

個人情報

令和 年 月 日記入

上江別中原自治会 区 班

この「自治会会員名簿」の内容は、上江別中原自治会個人情報取扱規程に従い、会員名簿及び地図等の作成、敬老祝等の対象者の把握、災害時等における各種支援活動と高齢者等の見守り活動に活用し、各区長(当該会員分)及び総務部長が適正に管理・保管します。また、別に定められた場合を除き、本人の同意を得ずに第三者への提供は行いません。

住所/連絡先	江別市上江別			TEL
(ふりがな) 氏名	続柄	生年月日	備考	要配慮者(注)
.....	世帯主	大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		
.....		大・昭・平・令		

注：要配慮者とは、災害時において、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項第15号）
：扶養手続き、居住登録等に関係なく、同居している人を全員ご記入ください。